

平成29年度 高松市職員募集要項<獣医師（前期募集）>

【受験申込期間：平成29年10月2日（月）～平成29年11月24日（金）】

【第1次試験日：平成29年12月10日（日）】

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等
獣 医 師	2人程度	獣医師の免許を有する人又は平成30年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和53年4月2日以後に生まれた人

- (注) 1 後期募集の日程等については未定です。前期募集の申込状況等により実施を中止する場合があります。
2 視覚障害その他の障害のため拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。
3 第1次試験合格者は、獣医師免許証の写しの提出が必要です（取得する見込みの人を除く。）。写しの提出がない場合は、受験資格を喪失します。
4 日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。受験申込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
5 地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は、いかなる場合も受験できません。
（参考条文）地方公務員法第16条（地方公務員の欠格条項）
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込みの手続き

下記のいずれかの方法で申込みをしてください。ただし、申込みは1回に限ります。

【インターネットによる申込み】

- 高松市ホームページ（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）にある「オンラインサービス」から「電子申請・届出サービス」→「利用者登録」で利用者情報を登録し、受験申込みをしてください。（不明な点がありましたら、「電子申請・届出サービス」の中の「ヘルプ」を参照してください。）
- 受験申込み後に、「申込完了通知メール」が届きます。
- 受験申込みの受付後に、「受験票発行通知メール」が届きます。（数日かかる場合があります。）
- 「受験票発行通知メール」の手順に従って、受験票を印刷してください。
- 12月1日（金）までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

【持参又は郵送による申込み】

- 受験申込書に必要事項を記入し、受験票を切り離さずに高松市役所人事課へ申込みをしてください。
《持参する場合》申込書を高松市役所人事課（高松市役所3階）へ持参してください。
《郵送する場合》申込書及び受験票返信用封筒（長形3号に82円分の切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封し、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、簡易書留で高松市役所人事課へ郵送してください。
- 受験申込書の受付後に受験票を交付します。郵送による申込者には受験票を返信用封筒に入れて郵送します。
- 12月1日（金）までに受験票が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

3 受験申込期間

平成29年10月2日（月）～平成29年11月24日（金）

※インターネットによる申込みは、11月24日（金）申込み完了分まで、持参による申込みは、午前8時30分から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）、郵送による申込みは、11月24日（金）の消印まで有効です。

4 採用試験の方法、日時及び場所

《第1次試験》 ・日時：平成29年12月10日（日） 午前9時から午前11時30分まで

・場所：高松市役所本庁舎3階32会議室

※試験場所を変更する場合は、12月6日（水）までに郵送で連絡します。

・試験内容：教養試験（択一選択式） ※公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。

・当日持参するものは、以下のとおりです。

受験票（受験票に写真を必ず貼り付けて持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。）

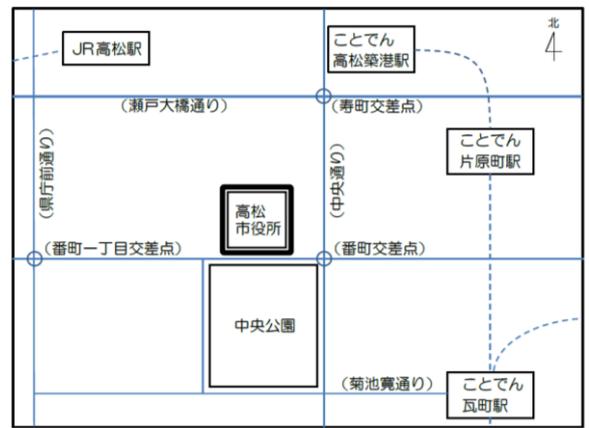
HBの鉛筆（5本以上）、消しゴム

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

- **合格発表：12月中下旬**
高松市ホームページで受験番号を発表するとともに、合格者に郵送で通知します。

- 《第2次試験》
- 日時：第1次試験合格者に通知します。
 - 試験内容：口述試験（個別試験）

※それぞれの試験成績が一定以下の場合、合格者なしとする場合があります。



5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

(試験成績の通知内容)

- 対象者：各試験の不合格者（不合格となった試験の成績のみ通知します。）
- 通知内容：各試験の総合得点、総合順位及び受験者数
- 通知時期と方法：各試験の合格発表日以後、速やかに郵送で通知します。

(請求方法)

持参又は郵送による申込みの場合は、受験申込書裏面の「職員採用試験成績通知請求書」部分に必要な事項を記入し、受験申込書とともに提出してください。また、第1次試験の当日に返信用封筒（長形3号に82円分の切手を貼って、宛先を明記したもの）を持参してください。

※インターネットによる申込みの場合の請求方法は、受験申込書入力画面を御確認ください。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、平成30年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

(補欠合格者)

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

(採用資格の喪失・採用の取消)

以下の場合、試験に合格しても採用されません。

- 獣医師免許を取得する見込みの人が平成30年に実施される国家試験に不合格の場合
- 地方公務員法第16条（1の5参照）のいずれかに該当することとなった場合

7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

(勤務時間)

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、勤務場所により変則勤務があります。）

(給与)

平成29年10月現在の初任給（初任給調整手当・調整額・地域手当を含む。）は以下のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

(勤務場所)

保健所など

初 任 給	
大学6卒	257,688 円

8 その他

その他、注意事項をお知らせします。

- 遅刻した場合は受験できません。
- 試験場所に駐車場はありません。
- 受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- 受験のために提出された書類は返却しません。

9 申込み・お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当
TEL：087-839-2144 FAX：087-839-2190 MAIL：jijin@city.takamatsu.lg.jp